

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

本庄市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧本庄地域

(1) 現況

本地域は、利根川と神流川による肥沃な土壌に恵まれた水田と畑地帯からなり、野菜や果樹の栽培が盛んで首都圏などに出荷を行っている。近年、有機農業の推進や農薬の削減といった消費者のニーズに応えることが求められている。また、高齢化の進行によって農業人口が減少し、多面的機能の発揮に必要な管理活動（地域が共同で行う草刈や農業排水路の浚渫）が低迷している。本地域の持続的な発展のためにも、維持管理への取組みが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進して環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進と自然環境の保全を図ることとする。

2. 旧児玉地域

(1) 現況

本地域は、南部に山林地帯を擁し、平地部、中間部、山間部からなる中山間地域であり、高齢化の進展する中で平地に比べて傾斜地が多いため、経営規模が小規模で生産条件が不利な地域となっている。

近年では、イノシシ等による鳥獣被害も深刻であり、これらに対応する取組みを行うことが必要である。

また、北部では米麦等の生産が行われており、販売拡大や消費者のニーズに対応するために、有機農業等の環境負荷の少なく、付加価値の高い取組みを普及する必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第2号及び同項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進と自然環境の保全を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧本庄地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	旧児玉地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

秋平・金屋（埼玉県知事が定める中山間直接支払制度特認地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ロ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(ハ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

田：1/100以上1/20未満、畑：8度以上15度未満の緩傾斜農用地をすべて対象とする。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(ニ) 県知事が地域の実態に応じて指定する地域

（2）集落協定の共通事項

1）集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2）協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合

には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、本庄市の農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

該当なし。